

近隣で子どもの安全を脅かす事案が発生した場合の対応(島本町教育委員会)

緊急度の分類	事例	対応		
		教育委員会	学校	庁舎内
緊急度 1	①町内で※ <u>1</u> 警戒すべき事案が発生している場合 ②町内で※ <u>2</u> 動物出没情報を受理した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に文書等で通知	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日は複数人での登下校を呼びかけ、翌日は通常どおり * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視	
緊急度 2	①町内で※ <u>3</u> 軽微な事件・事故が起こった場合 ②町内学校園所又は※ <u>4</u> 近隣市町学校園所を特定したインターネット・電話・投書等による脅迫があった場合 ③町内で※ <u>5</u> 動物による危害が発生した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止を検討し、検討結果を町内学校に文書等で通知 * 事案により高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は複数人での登下校を呼びかけ(状況に応じて集団下校も選択) * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 原則として保護者(安全ボランティア)宛メールを送信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。事案によりタウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 3	①近隣市町において※ <u>6</u> 凶悪事件が発生し、犯人が町内にいる可能性がある場合 ②緊急度2の事案が継続して発生している場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、集団登下校・待機・複数登下校のいずれかの対応 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 4	校内又は町内で凶悪事件が発生し、凶器を所持した犯人等が校区内にいる可能性が高い場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、小学校は保護者引き渡し、中学校は集団下校 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成) * 事案により職員招集	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町LINEで情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)

備考

緊急度1について

- ※1 警戒すべき事案:声かけはあったが、実害が発生していないもの
- ※2 動物出没情報:クマ・イノシシ・サル・シカ等の出没に係る情報

緊急度2について

- ※3 軽微な事件・事故:声かけ及び身体接触、無許可で写真を撮られる、露出等
- ※4 近隣市町:大阪府三島地域(吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)
京都府乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)
- ※5 動物による危害:噛みつきや体当たり等で実害があった場合

緊急度3について

- ※6 凶悪事件:殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買等(警察白書における重要犯罪より)

その他

事案発生の際、当該校とその他の学校の対応は異なる場合があります。